

坂井市犯罪被害者等見舞金及び生活支援助成金の支給に関する規則

令和6年3月25日
坂井市規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂井市犯罪被害者等支援条例（令和6年坂井市条例第3号）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等に対して行う見舞金及び生活支援助成金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪を含むものとする。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けたものをいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する（精神疾患である場合は、療養期間が1か月以上で、かつ、3日以上を要する。）と医師が診断したものをいう。
- (6) 性犯罪 刑法第177条に規定する不同意性交等、同法第179条第2項に規定する監護者性交等（同法第180条に規定する未遂及び同法第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。）をいう。
- (7) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき坂井市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず坂井市の住民基本台帳に記録されずに坂井市内に居住している者をいう。
- (8) 助成金 第6条、第7条及び第8条に規定する各生活支援助成金をいう。

(遺族又は家族の範囲及び順位)

第3条 この規則において、支援の対象となる遺族又は家族は、犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

あった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者（坂井市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年坂井市告示第253号）の規定による宣誓を行った者及びこれに準じるものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）を含む。

(2) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（見舞金の支給）

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族に対して、見舞金を支給するものとする。

(1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。

(2) 犯罪行為が行われた時において市民であったこと。

(3) 犯罪被害者の遺族にあっては、第3項の規定による第1順位の遺族（以下「第1順位遺族」という。）であること。

2 見舞金の種類、支給対象者及び額は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同条第2号に掲げる者のうちにある場合は、同号に掲げる順とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。

5 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金を支給する。ただし、当該支給を受けた重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の額を控除するものとする。

6 性犯罪により重傷病を負った犯罪被害者に対して支給する見舞金については、重傷病見舞金とする。

（見舞金の申請）

第5条 見舞金の支給を受けようとする者は、坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、第11条に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、別表第1に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、これらの事実により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、支給対象者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が、支給対象者の代理として申請し、支給を受けることができる。

（家事又は介護等費用助成）

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が家事又は介

護等に関するサービスを利用した場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に助成するものとする。ただし、犯罪被害者等が家事又は介護等に関するサービスを利用した際に、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令による支給等を受ける場合は、この限りでない。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等が家事又は介護等を行うことに支障が生じていること。
- (3) 支給対象者が、犯罪行為が行われた時及び家事又は介護等に関するサービスを利用する時において市民であること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者もしくは性犯罪を受けた犯罪被害者又はこれらの家族

ウ 前ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 家事又は介護等費用助成の対象費用、額等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(一時保育費用助成)

第7条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が、一時的な預かり保育（以下「一時保育」という。）を利用した場合は、それに要した費用を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 犯罪被害を受けたことにより、犯罪被害者等がその監護している小学校就学の始期に達するまでの者（以下「子ども」という。）を家庭において保育することに支障が生じていること。
- (3) 支給対象者が、犯罪行為が行われた時及び一時保育を利用する時において市民であること。
- (4) 次に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪被害者の遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者若しくは性犯罪を受けた犯罪被害者又はこれらの家族

ウ 前ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 一時保育助成の対象費用、額等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(家賃助成)

第8条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者等が従前の住居から転居した場合は、当該転居後の住居（以下「新たな住居」という。）に居住するために要した家賃を当該犯罪被害者等に対して助成するものとする。ただし、公的機関等の他の制度等により同種の助成等を受ける場合にあっては、この限りでない。

- (1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。
- (2) 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたことその他の犯罪行為により、従前の住居に居住し続けることが困難な事情があったと認められることにより、従前の住居から転居したこと。
- (3) 支給対象者が、犯罪が行われた時において市民であること。
- (4) 新たな住居が、本市の区域内に所在するものであること。
- (5) 次に掲げる者のいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪行為が行われた時において、当該犯罪行為により死亡した犯罪被害者と同居していた遺族

イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者又は性犯罪を受けた犯罪被害者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 2 家賃助成の対象費用、額等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(助成金の申請)

第9条 第6条、第7条又は前条に規定する助成を受けようとする者は、申請書により、第11条に規定する期限までに、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、別表第3に掲げる区分に応じ、それぞれ掲げる書類を添付しなければならない。ただし、これらの事実により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、支給対象者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が、支給対象者の代理として申請し、支給を受けることができる。

(支援の制限)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には、第4条に規定する見舞金の支給、第6条、第7条又は第8条に規定する助成金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は見舞金若しくは助成金の支給対象者と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で見舞金又は助成金を受給する立場にある場合又は犯罪被害者が18歳未満であった第1順位遺族(2人以上いる場合はいずれかの者)を監護していた場合は、この限りでない。

ア 夫婦(事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。)

イ 直径血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 3親等内の親族

- (2) 犯罪被害者又は見舞金若しくは助成金の支給対象者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為につき、犯罪被害者又は見舞金若しくは助成金の支給対象者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は見舞金若しくは助成金の支給対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

(4) その他犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金又は助成金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがある場合など、見舞金又は助成金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(申請の期限)

第11条 第5条及び第9条の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から起算して2年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請することができなかつたと市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第12条 第5条及び第9条の規定による申請があつたときは、市長は、関係機関等に照会して必要な事項の報告を受けたのち、見舞金又は助成金を支給し、若しくは支給しない旨の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給決定通知書（様式第2号）又は坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金申請却下通知書（様式第3号）により、その内容を支給対象者に通知するものとする。

(支給のための措置)

第13条 市長は、前条第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、支給対象者その他の関係人に対して、報告をさせ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給に係る照会書（様式第4号）により警察等の関係機関に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の請求)

第14条 第12条第2項に規定する支給の決定を受けた者は、坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給請求書（様式第5号）により、当該見舞金又は助成金の支給請求をするものとする。

(支給の決定の取消し)

第15条 市長は、第12条第1項に規定する支給の決定を受けた者がその資格がないと判明したとき又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(見舞金及び助成金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金又は助成金が支給されているときは、受給者に対し、期限を定めてその返還をさせるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為について適用する。

別表第1（第4条、第5関係）

見舞金

区分	支給対象者	見舞金の額	申請書添付書類
遺族見舞金	第1順位遺族であつて、犯罪行為が行われた時において市民である者	300,000円	<p>(1) 支給対象者となる第1順位遺族が、当該犯罪行為が行われた時に市民であつたことを証明することができる書類</p> <p>(2) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類</p> <p>(3) 犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書</p> <p>(4) 支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
重傷病見舞金	犯罪行為により重傷病を負つた犯罪被害者であつて、犯罪行為が行われた時において市民である者	100,000円	<p>(1) 犯罪被害者が、当該犯罪行為が行われた時に市民であつたことを証明することができる書類</p> <p>(2) 重傷病を負つた犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態、療養に係る日数及び入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書</p>
性犯罪被害見舞金	犯罪行為により、性犯罪を受けた犯罪被害者であつて、犯罪行為が行われた時において市民である者	100,000円	<p>(3) その他市長が必要と求める書類</p>

別表第2（第6条、第7条、第8条関係）

助成金

区分	対象費用	助成金の額等
家事又は介護等費用助成	犯罪被害者等が利用した次に掲げる家事又は介護等に関するサービスに要した費用の実費額 （1）調理、洗濯、掃除、買物等の家事 （2）家事、排泄、入浴等の介護 （3）保育園、幼保園等への送迎、保育等の育児 （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	一の犯罪被害について、30時間かつ1時間当たり3,000円を限度とする。
一時保育費用助成	犯罪被害者等が利用した一時保育に要した費用の実費額	一時保育の利用1日当たり3,000円に一時保育を受けた子どもの人数を乗じて得た額を限度とし、一の犯罪被害について10日までとする。ただし、公的機関等の他の制度等により一時保育に要した費用に関する助成等を受ける場合は、当該助成等の価額の限度において、助成金を支給しない。
家賃助成	犯罪被害者等が新たな住居に居住するために要した家賃の実費額	対象費用に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1月当たり30,000円を限度とする。ただし、助成を受けることができる期間は、新たな住居に居住した日の属する月の翌月（入居した日が月の初日であるときは、入居した日の属する月）から12月とする。

別表第3（第9条関係）

助成金申請書の添付書類

区分	申請者	添付書類
家事又は介護等費用助成及び一時保育費用助成	犯罪被害者の遺族	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支払費用を証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類 (2) 支給対象者が、犯罪行為が行われた時及び、家事又は介護等に関するサービス又は一時保育を利用した時において市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類 (4) 支給対象者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (5) 支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (6) その他市長が必要と認める書類
	犯罪被害者又は家族	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支払費用を証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類 (2) 支給対象者が、犯罪行為が行われた時及び、家事又は介護等に関するサービス又は一時保育を利用した時において市民であることを証明することができる書類 (3) 犯罪行為により重傷病を受けた犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書 (4) 家族の申請にあつては、支給対象者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書 (5) 家族の申請にあつては、支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 (6) その他市長が必要と認める書類
家賃助成	犯罪被害者の遺族	<ul style="list-style-type: none"> (1) 支払費用を証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類 (2) 犯罪被害者が、当該犯罪行為が行われた時に市民であり、

		<p>支給対象者と犯罪被害者が犯罪被害当時に同居していたことを証明することができる書類</p> <p>(3) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類</p> <p>(4) 支給対象者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書</p> <p>(5) 支給対象者が犯罪被害者と婚姻又は養子縁組の届出をしていないが、事実上婚姻、パートナーシップの関係又は養子縁組と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類</p> <p>(6) 新たな住居が、本市の区域内に所在するものであることを証明する書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
	<p>犯罪被害者又は家族</p>	<p>(1) 支払費用を証する領収書その他の支払費用の内容を証明することができる書類</p> <p>(2) 犯罪行為により重傷病又は性犯罪を受けた犯罪被害者が、当該犯罪行為が行われた時に市民であったことを証明することができる書類</p> <p>(3) 犯罪行為により重傷病を受けた犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書</p> <p>(4) 新たな住居が、本市の区域内に所在するものであることを証明する書類</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>

様式第1号

年 月 日

坂井市長 様

(申請者)
住所

フリガナ
氏名

(犯罪被害者との続柄：)

電話番号

坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給申請書

1 次のとおり坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金を申請します。

犯罪被害発生日	年 月 日	
犯罪被害発生場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生 (被害当時 歳)
	被害を受けた時の住所	
犯罪被害の罪名		
被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷病 <input type="checkbox"/> 性犯罪	
取扱警察署	警察署	
	届出日 年 月 日	

見舞金	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 30万円 <input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 10万円 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害見舞金 10万円	
生活支援助成金	<input type="checkbox"/> 家事又は介護等費用の助成 <input type="checkbox"/> 一時保育費用の助成 <input type="checkbox"/> 家賃の助成	
生活支援助成金の申請理由等		
家事又は介護等費用の助成	家事又は介護を必要とした理由	
	利用時間	計 時間
一時保育費用の助成	一時保育を必要とした理由	
	保育対象者	氏名 (歳) 申請者との続柄
		氏名 (歳) 申請者との続柄
		氏名 (歳) 申請者との続柄
利用回数	のべ _____ 人 × _____ 回 計 _____ 回	
家賃の助成	転居を必要とした理由	
	新たな住居の住所	
	助成期間	月 (年 月 ~ 年 月分)

2 申請事項に係る調査等への同意

※内容を確認し、を記載のうえ署名してください。

- 見舞金・生活支援助成金の決定のため必要があるときは、市長が前記犯罪被害や犯罪被害者等に関して警察等の関係機関に照会し、警察等の関係機関がこれに回答することに同意します。
- 私は、本申請書の内容に虚偽のないことを認め、見舞金・生活支援助成金の支給ののちに虚偽その他不正な手段による支給であったと市長が認めた場合には、見舞金・生活支援助成金を坂井市に返還することに同意します。

申請者 _____

様式第2号

坂井第 号
年 月 日

様

坂井市長

坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 見舞金

(1) 見舞金の種類

(2) 見舞金の金額

2 生活支援助成金

(1) 生活支援助成金の種類

(2) 生活支援助成金の金額

様式第3号

坂井第 号
年 月 日

様

坂井市長

坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金の支給については、下記の理由により、その申請を却下しましたので通知します。

記

1 理由

様式第4号

坂井第 号
年 月 日

福井県警察本部県民サポート課長 様

坂 井 市 長

坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給に係る照会書

坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給を行うために必要がありますので、坂井市犯罪被害者等支援条例施行規則第13条に基づき、下記の犯罪被害について回答をお願いしたく照会します。

記

1 照会する犯罪被害等

(1) 犯罪被害者

氏名

住所

生年月日

(2) 申請者（犯罪被害者と申請者が異なる場合）

氏名

住所

生年月日

犯罪被害者との続柄

(3) 被害年月日

(4) 被害場所

(5) 罪名

2 照会事項

(1) 犯罪被害者等の申告内容と被害届等の内容との相違の有無

(2) 犯罪被害者等と加害者の親族関係の有無

(3) 犯罪被害者等による犯罪誘発行為等の責めに帰すべき行為の有無

(4) 犯罪被害者等にかかる暴力団員等の該当の有無

3 添付資料

坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給申請書の写し

坂井市長 様

(支給対象者)

住所

フリガナ
氏名

坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給請求書

令和 年 月 日付け、 第 号で決定通知のありました坂井市犯罪被害者等
見舞金・生活支援助成金の支給について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

_____見舞金 _____円

_____助成金 _____円

2 振込先口座

金融機関名	銀行	支店
口座種別		
口座番号		
口座名義人 (フリガナ)		

3 添付書類

- 坂井市犯罪被害者等見舞金・生活支援助成金支給決定通知書の写し
- 振込先口座の写し（通帳表紙の見開きページ）